

舞鶴市立中舞鶴小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月2日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権侵害問題である。

舞鶴市立中舞鶴小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等についての基本的な考え方

児童にとって、学校を、通う価値のある温かい場所にすることが第一義的に重要である。

そのため、児童が安心して学校生活を送ることができる学校を作ること（「居場所づくり」）、他の児童や教職員と温かい人間関係を結ぶことができる学校を作ること（「つながりづくり」）、自らが伸びていると実感できる学びを実現すること（「やりがいづくり」）を基本に、いじめの起きにくい、たとえ起こったとしても、早期発見早期解決につながる学校づくりに努める。（図1）

1 居場所づくり

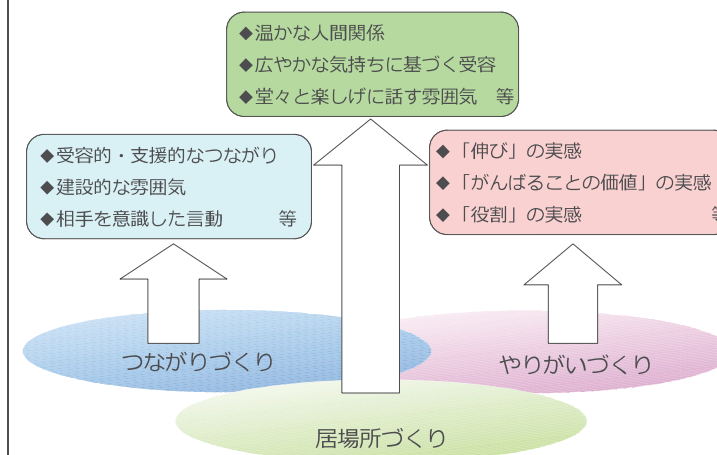
安心して学ぶことのできる居場所があることや自分が大切にされていることを実感できる学校・学級とするため、次のことを重視する。

- ◆学級内に、温かく支援的・共感的な人間関係をつくり出すこと。
- ◆児童一人一人の発言や行動が、真摯で広やかな気持ちで受け止められること。
- ◆堂々と、楽しげに話すことを自然に行える雰囲気であること。

2 つながりづくり

児童同士、児童と教職員が互いの信頼によって結ばれた温かい人間関係が育つ学校にするため、次のことを重視する。

通う価値を実感できる温かい学校へ



いじめ防止の基盤

図1 基本的な考え方

「法」による【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

「法」による【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない（第四条）